

## 鹿児島工業高等専門学校国際交流基金事業実施要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、鹿児島工業高等専門学校国際交流基金規則（以下「規則」という。）第9条に基づき、鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）における国際交流事業の助成に関し、必要な事項を定める。

### (事業期間)

第2条 事業期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (応募資格)

第3条 応募資格は、本校の教職員又は学生であることとする。

### (申請方法)

第4条 助成を希望する者は、申請書（別記様式第1号）を校長に提出するものとし、学生が申請する場合は、指導教員を通じて提出するものとする。

### (結果通知)

第5条 国際交流委員会は、申請内容について審議し、採否を校長が決定の上、結果を通知するものとする。

### (事業内容等)

第6条 規則第4条に定める事業内容については次のとおりとする。ただし、年間の助成総額は当該年度当初の基金残高の3分の1を上限とする。

- (1) 本校教員が引率する国際学会・シンポジウム等に伴う必要経費（旅費及び参加費）
- (2) 外国の学生の受け入れに伴う必要経費
- (3) その他、国際交流委員会の議を経て、必要と認められた経費

### (運用)

第7条 旅費の算出方法は、独立行政法人国立高等専門学校機構旅費規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第49号）に準ずる。

2 本事業は、学業・人物ともに優秀である者に助成を行うものとし、対象の優先順位は、原則として、次に掲げる順位による。

- (1) 過去に本事業から助成を受けていない者
- (2) 専攻科を含め高学年の者
- (3) 経済的配慮を必要とする者

3 前条各号の事業に係る助成額は、国際交流委員会の議を経て決定する。この場合において、前条第1号の事業に係る助成額の上限は、7万円とする。

(報告書の提出)

第8条 事業終了後は、報告書(別記様式第2号)を速やかに校長に提出するものとする。

附 則

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月16日から施行し、改正後の鹿児島工業高等専門学校国際交流基金事業実施要項の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成17年4月22日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年5月16日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年9月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年12月9日から施行する。

## 国際交流基金助成報告書

鹿児島工業高等専門学校長 殿

年 月 日

氏 名				所属・職			
標 題							
事業番号 ※該当する番号を記入してください。 (1) 学生の海外派遣に必要な経費に対する助成 (2) 外国の大学等と締結した学術交流協定に基づく交流に必要な経費に対する助成 (3) その他、本校の国際交流を促進するために必要な経費に対する助成				助成希望額	円		
経費内訳	費 目	経 費	うち助成額	使 用 内 訳			
	会議費	円	円				
	国内旅費	円	円				
	外国旅費	円	円				
	学会・シンポジウム等参加費	円	円				
	その他	円	円				
	合 計	円	円				
事業実績 （事業の経過及び結果を具体的かつ明確に記入すること。なお、別に事業内容及び成果等をまとめたものがあれば添付すること。）							

※ 1件につき1葉で提出し、添付書類については、別紙を確認すること。

## 国際交流基金助成申請書

鹿児島工業高等専門学校長 殿

年 月 日

氏 名		所属・職	
標 題			
事業番号 ※該当する番号を記入してください。 (1) 学生の海外派遣に必要な経費に対する助成 (2) 外国の大学等と締結した学術交流に基づく交流に必要な経費に対する助成 (3) その他、本校の国際交流を促進するために必要な経費に対する助成		助成希望額	円
経費内訳	費 目	経 費	使 用 内 訳
	会議費	円	
	国内旅費	円	
	外国旅費	円	
	学会・シンポジウム等参加費	円	
	その他	円	
	合 計	円	
事業内容（どのような事業を予定しているのか具体的かつ明確に記入すること。）			

※ 1件につき1葉で提出し、添付書類については、別紙を確認すること。